

滑り坂が二つ含まれる滑り坂論法の分析

Analysis of slippery slope argument containing two slippery slopes

吉澤 日英美

Abstract

This paper has two objectives: (1) an introduction to Walton's analysis of slippery slope argument (SSA) and (2) suggestions to supplement Walton's analysis. (1) Walton provides a basic argumentation scheme of the SSA. According to Walton, the SSA could be basically a reasonable form of argument only if it fits into the scheme. (2) However, Walton's schema overlooks a phenomenon concerning SSA that contains two sequence elements (the case is that there are two slippery slopes in a SSA). This paper argues that the reasonableness of such a type of SSA depends on how we combine two slippery slopes in presenting the type of SSA.

(1) 研究テーマ

滑り坂論法 (Slippery Slope Argument、以下 SSA) とは、生命倫理のなかでも、中絶や安楽死、遺伝子操作などの是非を問う文脈でよく用いられる論証である (den Hartogh, 2009, p.321)。例えば、児玉は「安楽死を合法化すると、死にたくない人までが意に反して安楽死させられるという濫用が生じる。ゆえに、合法化すべきでない」(児玉, 2017, p.22) を SSA の例として挙げている。多くの SSA は、最初の前提を受け入れた結果、その前提が招く最終的な帰結や将来に波及する社会的影響を受け入れることができないため、最初の前提を実現するべきではないと提示する。

SSA は、ある行為や政策の道徳的な正しさを示すための議論ではなく、ある行為や政策を許容してもよいかの「決定」に関する議論であるとされる¹(van der Burg, 1991, p.64)。児玉が挙げる SSA の例では、「安楽死を合法化する」ことの「決定」について議論をしているのであり、「安楽死を合法化する」ことそれ自体が道徳的に正しいかに関しては、別の議論が必要となる。

SSA はしばしば誤謬推論だとされてきた。その理由として、堆積のパラドックスとの類似が指摘されている (den Hartogh, 2009, pp.323-325)。砂山と平地のように連続した概念の間に線引きをしようとする、その線引きは恣意的なものになる。だから両者を同列に扱わなければならないという結論が導かれるのだが、この結論は直観に反している。例えば、受精卵と胎児は発生過程が連続しているため、両者の間に線引きをしようとするとその恣意

性に悩まされることになる。だからといって、両者を同列に扱うという結論を受け入れると、「受精卵を研究対象にできるのならば、胎児も研究対象にできる」などの主張を認めることになり、これは受け入れがたいように思われる。そのため、SSAは誤謬だと説明される。

他方で、WaltonはSSAについて、「ある行為をとるかどうかが考えている人が、その行為の帰結が破滅的なものであることに合意した場合に、その行為について再考するよい理由を提供できるかもしれない」（Walton, 2017, p.1515）と述べて、「SSAは誤謬推論だ」という一般的な見解を払拭しようとする。WaltonはSSAの基本的なスキーマを提示し、前提がスキーマに合致するか、前提の正しさを示す証拠はあるかなどについて検討できることを示す。なお、後述するように、WaltonのSSAは行為を対象にしており、最終的な帰結には道徳的な不正さや否定的な価値づけが含まれる²。SSAは対話相手を説得しようとする場面や、政策決定について議論している場面で用いられる。ただし、論者たちの間にSSAの統一された定義があるわけではない。以下では、SSAとは行為に関する論証であり、帰結に道徳的な不正さや否定的な価値づけが含まれるものを指すこととする。

しかし、Waltonによるスキーマが対象とするSSAは、滑り坂が一つ含まれる論証である。筆者の見立てでは、一つの論証に二つの滑り坂が含まれるSSAが存在し、そのような論証はWaltonによるスキーマでは検討しきれない。そこで、二つの滑り坂が含まれるSSAの分析についても考察する。

(2) 研究の背景・先行研究

この章では、主に2015年のWaltonの論文に基づいて、SSAの分析を紹介する。多くのSSAは、最初の行為と最終的な帰結だけが特定されており、議論の前提は暗黙的に仮定されていることが多い。児玉が挙げるSSAの例も、一見すると何が連続しているのかが分からない。そこでWaltonは、SSAと否定的な帰結からの論証（Arguments from Negative Consequences、以下AFNC）とを区別する。

AFNCとは、「大麻を合法化すると慢性呼吸器疾患が増加する。ゆえに、大麻の合法化に反対である」のように、受け入れがたい帰結をもとに結論を導く。SSAは、AFNCにおける前提と帰結との間に連続する要素をもつ。SSAとして提示されたものの多くはAFNCの形をしており、提示されたAFNCがSSAに展開できるどうかは、暗黙の前提を明らかにし、Waltonのスキーマを使って評価できる。Waltonによる基本的なスキーマは以下の通りである（Walton, 2015, p.288）。

最初の前提：行為者は行為 A_0 を実行することを考慮している。

連続した前提： A_0 を実行することは A_1 を導き、またそれは A_2 を導き、というように $A_2, \dots, A_x, \dots, A_y, \dots, A_n$ と連続している。

不確定の前提：一連の行為 $A_0, A_1, A_2, \dots, A_x, \dots, A_y, \dots, A_n$ はグレーエリアと呼ばれる A_x, \dots, A_y を含んでいる。 x と y は不明確な点である。

コントロールの前提：行為者は連続している行為の実行を止めることについて、行為者が A_x, \dots, A_y のグレーエリア内のどこか不確定な点に到達するまでは、コントロールを保っている。

コントロールの喪失の前提：一度でも行為者がグレーエリア A_x, \dots, A_y 内の不確定な点に到達すると、行為者はコントロールを失って、 A_n に到達するまで行為し続けることを強制される。

危機的な帰結の前提： A_n は、可能ならば避けるべき危機的な帰結である³。

結論： A_0 は実行されるべきではない。

SSA には、帰結までの一連の流れをそれに沿って推進する要因があり、それをドライバーとよぶ。ドライバーは、「行為が継続することへの抵抗を徐々に困難にさせるもの」(Walton, 2015, p.288) でもある。提示された SSA を検討するには、スキーマに挿入される前提を明らかにして、それぞれの前提が合致するかを確認するだけでなく、連続する要素の連鎖性とコントロールの喪失を示す証拠としてドライバーを特定することが必要となる。ドライバーとして、前例、社会的受容、曖昧さなどが挙げられ、SSA 内に一個以上含まれることもあれば、異なるドライバーが論証内の異なる部分で働くこともある。

Walton は合理的な SSA の例として、ヘロインを摂取しないように娘を説得する父親ボブの論証を挙げる。ボブは「ヘロインを摂取すると、人生が台無しになる。だから摂取するべきではない」(AFNC) や、「ヘロインに手を出すと、繰り返し摂取してしまう」(SSA) と行って娘を説得しようとするが、娘は「飛躍している」、「SSA は誤謬だと習った」と言って納得しない。このとき、AFNC に含まれる暗黙の前提を明らかにし、SSA のスキーマに合致す

ることができれば、父の言葉は合理的な SSA であることを示せるため、娘を説得できるかもしれない。Walton が示すボブとアリスの SSA は以下の通りである⁴ (Walton, 2015, pp.289-290)。この SSA ではドライバーが二つ含まれる。

最初の前提：娘はヘロインを摂取するか否かを考えている。

連続した前提：目に見えた危害がなければ、繰り返し服用し続けるだろう。

▶ドライバー：ヘロインを摂取すると、強い快感が得られるので、再度摂取したくなる（精神依存）。

不確定の前提：簡単に依存症になる人もいれば、そうでない人もいる。

コントロールの前提：いつの時点で薬物の摂取を中止するかについて、当初はコントロールできる。

コントロールの喪失の前提：一度でも依存状態になってしまえば、コントロールを失い、薬物の摂取を中止できない。

▶ドライバー：一度身体が薬物に依存してしまうと、離脱症状によって、薬物の減量や継続中止が困難になる（身体依存）。

危機的な帰結の前提：この結果は、人間関係、経済的信用、健康と名誉を失い、はては人生全体を損なう壊滅的なものなので、避けるべきである。

結論：ヘロインを摂取するべきではない。

この SSA では、連続した行為として薬物の単回摂取、グレーエリアとして薬物依存の個人差、ドライバーとして薬物による精神依存と身体依存を挙げ、ドライバーによってコントロールの喪失が生じることを示している。Walton は、「重要なことは、連続した行為が、ドライバーによって、グレーエリアを越えて最終的な帰結に向かわされるというコントロールの喪失があることである」とし、「このようにモデル化された SSA は、その強力さと正当性が正確に理解できる合理的なものになる」と述べている⁵ (Walton, 2015, pp.297-298)。

(3) 筆者の主張

前章では、Walton による SSA の分析を紹介した。Walton によるスキーマにおける「最初の前提」である「行為者は行為 A₀ を実行することを考慮している」から明らかのように、連続する要素は行為 A のみである。しかし、連

続する要素は一つとは限らない。例えば、先の父親と娘が日本在住だったとして（父親をヒロシとする）、ヒロシが「危険ドラッグ⁶に手を出したら、違法薬物中毒になってしまう」と発言したとする。このとき、ヒロシが言いたいことは「危険ドラッグを一度摂取したならば、違法な薬物であるコカインやヘロインを繰り返し摂取するようになるだろう。違法な薬物であるコカインやヘロインを繰り返し摂取することは、あなたの人生にとって大変な損失である。したがって、危険ドラッグは1回でも摂取するべきではない」ということだ。このとき、娘が危険ドラッグの摂取を考慮している状況は、薬物の種類が変わることと、薬物の摂取回数が増えることという別々の展開の組み合わせとして捉えることができる。つまり、「最初の前提」は、「行為者は対象物 A₀ に対して行為 B₀ を実行することを考えている」となり、連続する要素として、対象物 A（ある危険ドラッグ、…、コカイン、ヘロイン）と、行為 B（1 回目の摂取、2 回目の摂取、…、N 回目の摂取）が挿入されている。したがって、ヒロシが述べていることは、二つの連続する要素が含まれる、いわば、滑り坂が二つ含まれる SSA として分析できる⁷。以下で詳述しよう。

ヒロシの「危険ドラッグを一度摂取したならば」の後には、連続する要素ごとに滑り坂が展開されることになる。すなわち、①「危険ドラッグを一度摂取したならば、危険ドラッグを繰り返し摂取するだろう」(行為 B の展開)、ならびに、③「危険ドラッグを一度摂取したならば、ヘロインも一度摂取するだろう」(対象物 A の展開)を提示することができる。この二つの SSA が、ヒロシの懸念の帰結である「ヘロインを繰り返し摂取するようになるだろう」と同様の主張をするには、①「危険ドラッグを繰り返し摂取するだろう」の後に、②「危険ドラッグを繰り返し摂取したならば、ヘロインも繰り返し摂取するだろう」(対象物 A の展開)が接合することになる。同様に、③「ヘロインも一度摂取するだろう」の後に、④「ヘロインを一度摂取したならば、ヘロインを繰り返し摂取するだろう」(行為 B の展開)が接合することになる。要するに、ヒロシの懸念を SSA として展開しようとする、①から②へ向かう論証である「危険ドラッグを一度摂取したならば、危険ドラッグを繰り返し摂取するだろう。そして、危険ドラッグを繰り返し摂取したならば、ヘロインも繰り返し摂取するだろう」と、③から④へ向かう論証である「危険ドラッグを一度摂取したならば、ヘロインも一度摂取するだろう。そして、ヘロインを一度摂取したならば、ヘロインを繰り返し摂取するだろう」の、二通りを提示することができるのである。便宜的に前者を【①から②への接合型 SSA】、後者を【③から④への接合型 SSA】と呼ぶ。

このとき、両者の接合型 SSA によって説得力に違いが生じるかと問いを立て、前者の方が後者の方より合理的であると結論したい。以下では、その論拠を述べていく。

まず、④単体の SSA は、Walton が示した合理的な SSA の例そのものである。①単体の SSA についても、一般的には危険ドラッグも身体依存と精神依存が指摘されている⁸ことから、④と同様に①も合理的であると言えるだろう。①と④の SSA は、帰結の時点で、危険ドラッグないし違法ドラッグへ身体依存と精神依存の状態が成立していると言える。

①と接合する②単体の SSA は、論証の前提として、①における連続する要素の最終点に到達している。つまり、②における行為者は、危険ドラッグへの依存性があることが推測される。したがって、危険ドラッグよりも更に強い快感をもたらす違法薬物に手を出すことが促進されやすい状態にあり（ドライバーがある）、最終的な帰結に向かうと考えられる。反論として、危険ドラッグとヘロインの間には合法と違法の区別があるので、これらは連続していないと指摘できる（グレーエリアがない）。しかし、依存性というドライバーは、合法か違法かの区別を乗り越えてしまうと考える。なぜなら、〈ある危険ドラッグ、…、コカイン、ヘロイン〉の順序は、最終点に向かうにつれて精神依存と身体依存が強くなる順序であると想定でき、危険ドラッグに耐性がついた状態にある①を前提にすると、②における連続する要素内では、合法か違法かの区別は機能しないと想定できるからである。つまり、当初は連続している対象内にグレーエリアがなかったとしても、依存性をもつという行為者の状態の変化によって、グレーエリアが生じてしまう。以上より、【①から②への接合型 SSA】は、対話相手を説得するうえで合理的である。

問題は、③単体の SSA 「危険ドラッグを一度摂取したならば、ヘロインも一度摂取するだろう」である。〈危険ドラッグ、…、コカイン、ヘロイン〉と連続する要素をもつものの、それらの摂取は1回という前提がある。このとき、摂取する対象が別の対象に移行する連鎖を説明できていない。また、合法と違法の区別ができるので危険ドラッグからコカインまでは連続していない（グレーエリアがない）。つまり、③は合理的な SSA とはならない。したがって、④単体の SSA は合理的であるものの、接合される③単体の SSA が合理的でないために、【③から④への接合型 SSA】も対話相手を説得するうえで合理的ではない。

以上をまとめよう。ヒロシが提示する「危険ドラッグに手を出したら、薬物中毒になってしまう」という主張は、飛躍を指摘されたり、「滑り坂論法は誤謬だ」といった反論を受けたりするだろう。だがここで、ヒロシが提示す

る主張について、何の要素と何の要素が連続しているのかを明らかにし、Walton のスキーマに則って、連続する要素が一つ含まれる SSA に分解することができる。続けて、分解された SSA 単体同士を接合すると、合理的な論証となることがある。ヒロシの例でいえば、【①から②への接合型 SSA】である「危険ドラッグを一度摂取したならば、危険ドラッグを繰り返し摂取するだろう。そして、危険ドラッグを繰り返し摂取したならば、ヘロインも繰り返し摂取するだろう」という論証を示すことができれば、対話相手である娘を説得することができるかもしれない。

(4) 今後の展望

本稿の前半では、Walton による SSA の分析について、スキーマを中心にまとめた。すなわち、Walton は、SSA のスキーマに暗黙の前提が合致すること、連続する要素がグレーエリアを越えて最終的な帰結に向かわされるといふコントロールの喪失があること、連続する要素の連鎖性とコントロールの喪失の証拠となるドライバーがあることを示すことができれば、SSA は合理的な論証になると主張している。

しかし、Walton のスキーマは、二つの連続する要素が含まれる（滑り坂が二つある）SSA を見過ごしている。二つの連続する要素が含まれる SSA は、その要素を明らかにし、最初にどの要素を展開するかによって、複数個の SSA に分解できる。このとき示される SSA は、一つの連続する要素が含まれる SSA となる。そのような SSA 同士を接合して再構成すると、接合された SSA によって、説得するうえでの合理性が左右されることがある。

ただし、接合された SSA は、合理的か否かの検討手続きが増えた分、その判定も難化するだろう。また、連続する要素として、例えば、誰が、いつ、どこで、何に、何をした等を挙げるができる。これらの連続する要素が複数含まれる SSA は、理論上想定可能である。連続する要素として何が位置づけられるのかという問いを含め、連続する要素が複数含まれる SSA の分析と、そのような複雑な SSA の検討が現実的に可能なのかについては、今後の課題としたい。

注

- (1) ただし、「妊娠初期の中絶は無実の人間を殺す一例である」ことを表明するために SSA が用いられることがあり (Williams, 1995, p.214)、この論証は最初の前提となる「妊娠初期の中絶を許容する」ことの道徳的含意に関する議論となっている。以上から、SSA が必ずしも「決定」に関する議論のみ

に用いられるとは言えない。

- (2) したがって、Walton (2015, 2017) によれば、堆積のパラドックスは SSA には当てはまらない。
- (3) 「危機的な帰結の前提」に含まれる「可能ならば避けるべき」という文言は、基本的スキーマの結論を冗長なものにするため、後に Walton 自身によって適切ではないとされた (Walton, 2017, p.1521)。
- (4) ただし、部分的に筆者が再構成している。具体的には、Walton の元の記述では、「危機的な帰結の前提」の一つ前に、「連続した前提」として「人間関係 (中略) はては人生全体を損なう」が独立に挿入されている。確かに、薬物依存が招く帰結にはグラデーションがあるかもしれない。しかし、SSA の提示者には危機的な帰結に含まれる道徳的な不正さや否定的な価値について対話相手と共有することが要求されており、このグラデーションのうち、どの要素をとっても危機的な帰結であると述べることができる。したがって、「人間関係 (中略) はては人生全体を損なう」を、「連続した前提」として独立にスキーマに挿入する必要はなく、「危機的な帰結の前提」として「人間関係 (中略) はては人生全体を損なう」というあらゆる事態が想定されることを示すことができればよいだろう。
- (5) Walton (2015) によれば、SSA は連続する要素の連続性に注目すると三種類に分類できる。すなわち、因果タイプ、(曖昧な用語に基づく) 言語タイプ、前例依拠タイプである。なお、これらすべてのタイプは、基本的な論証スキーマに合致する。
- (6) 危険ドラッグとは「規制されている薬物と化学構造がわずかに異なる薬物に目を付け、これを未規制の薬物として法律の網の目を巧妙にすり抜けて販売されている製品」(船田, 2016, p.66) のことである。
- (7) 本稿では、「対象物 A (ある危険ドラッグ、…、コカイン、ヘロイン)」を連続する対象として扱う記載をしている。この記載について、査読者からは、対象物が連続する要素となる想定をした場合、SSA が行為についての論証であるとする立場と齟齬をきたすこと、ならびに、行為以外を連続する要素として位置づけることができるのかという指摘を受けた。確かに、Walton によれば SSA は行為に関する論証であるため、A の要素は、対象物 (ある危険ドラッグ、…、コカイン、ヘロイン) ではなく、行為 (ある危険ドラッグの摂取…、コカインの摂取、ヘロインの摂取) として整理するのがより正確だろう。その場合、「最初の前提」は、「行為者は行為 A₀ を実行することを考慮している」(A (ある危険ドラッグの摂取、…、コカインの摂取、ヘロインの摂取) として) と「行為 B₀ を実行することを考慮している」(B (1

回目の摂取、2回目の摂取、…、N回目の摂取)として)という別々の前提に分解可能だろう。もしくは、「最初の前提」で言及される行為を一つの行為として捉えたうえで、二つの部分を含む行為として分析する方針もありうるかもしれない。詳細な検討は今後の課題とし、ここでは、分かりやすさのために、一つの SSA として捉えられるように、A を対象物として扱っている。

(8) 詳しくは船田 (2016) を参照されたい。

(5) 参考文献

- den Hartogh, G. (2009). “The Slippery Slope Argument”. *A Companion to Bioethics*. Editors: Helga Kuhse, Peter Singer. Blackwell Publishing Ltd. pp. 321-332.
- Walton, D. (2015). “The Basic Slippery Slope Argument”. *Informal Logic*: 35(3). pp. 273-311.
- Walton, D. (2017). “The Slippery Slope Argument in the Ethical Debate on Genetic Engineering of Humans”. *Science and Engineering Ethics*: 23(6). pp.1507-1528.
- Williams, B. (1995). “Which slopes are slippery?”. *Making Sense of Humanity: And Other Philosophical Papers 1982-1993*. Cambridge University Press. pp. 213-223.
- van der Burg, W. (1991). “The slippery slope argument”. *Ethics*: 102(1). pp. 42-65.
- 児玉聡 (2017)「第一章 倫理学の基礎」赤林朗編『入門・医療倫理 I [改訂版]』勁草書房 pp.22-23
- 船田正彦 (2016)「危険ドラッグの薬物依存性と細胞毒性：基礎研究から探るその正体」『YAKUGAKU ZASSHI』136 卷 1 号 pp.65-72
(北海道大学)